

第22号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第16条第1項」を「第16条」に改める。

第13条から第15条までの規定中「第16条第2項」を「第16条」に改める。

第16条を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する特地勤務手当（第21条の3の規定による手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額」を、「もの」の次に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第20条の2第1項」を「第20条の2」に改める。

第19条の5及び第19条の5の2中「第20条の2第2項」を「第20条の2」に改める。

第20条の2を次のように改める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条の2 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対するへき地手当(第19条の3の規定による手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「又は」を「、」に改め、「いう。）」の次に「又は修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)」を加え、同条第3項を削る。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「又は」を「、」に改め、「いう。）」の次に「又は修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)」を加え、同条第3項を削る。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第6条 職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。)

第12条、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校教育職員の給与条例」という。）第16条第1項又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号。以下「市町村立学校教職員の給与条例」という。）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与条例第16条、県立学校教育職員の給与条例第16条第2項又は市町村立学校教職員の給与条例第20条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第3条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与条例」に改め、同条第3項中「県立学校の教育職員の給与に関する条例」を「県立学校教育職員の給与条例」に改め、同条第4項中「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校教職員の給与条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

2 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第16条第1項」を「第16条」に改める。

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

3 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の表及び第15条の表中「同項に」を「同条に」に改める。

第23条の表及び第25条の表中「、同項に」を「、同条に」に改める。

第30条中「第16条第1項、」を「第16条、」に、「第20条の2第1項」を

「第20条の2」に改める。